

○後志広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

〔 令和5年3月1日 〕
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「広域連合の機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(情報公開条例との整合)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、後志広域連合情報公開条例（平成19年後志広域連合条例第12号）第8条第1号エに規定する情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、広域連合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、広域連合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、広域連合の機関は、前条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、広域連合の機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(後志広域連合個人情報保護条例の廃止)
- 2 後志広域連合個人情報保護条例（平成19年後志広域連合条例第13号。以下「旧条例」という。）は廃止する。
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧条例第11条の受託等の業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第23条又は第27条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る旧条例第22条第2項に規定する費用の負担を含む。）、訂正及び利用停止並びに旧条例第2条第7号に規定する保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関（議会に限る。以下この項において同じ。）が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第3項第2号に掲げる者
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する罰則の適用については、なお従前の例による。
(後志広域連合情報公開及び個人情報保護審査会の設置に関する条例の一部改正)
- 7 後志広域連合情報公開及び個人情報保護審査会の設置に関する条例（平成19年後志広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「後志広域連合個人情報保護条例（平成19年後志広域連合条例第13号）」

第35条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条」に改める。